

岩手県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年6月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防支援計画の作成

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人花巻市社会福祉協議会	花巻市石神町364番地	花巻市社会福祉協議会指定介護センター 介護予防支援事業所	花巻市社会福祉協議会指定花巻中央介護 予防支援事業所	花巻市石神町 364番地	平成21年4月1日